

## 生駒市条例第 26 号

生駒市立保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 6 月 28 日

生駒市長 山下 真

### 生駒市立保育所条例の一部を改正する条例

生駒市立保育所条例（昭和 30 年 3 月生駒市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中「（単給世帯を含む。）」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯」を加え、同表備考中第 4 項を第 5 項とし、同表備考第 3 項中「又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 6 条第 2 項」を「、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 7 条第 1 項」に、「に入所している場合」を「、学校教育法第 76 条第 2 項に規定する特別支援学校幼稚部（以下「特別支援学校幼稚部」という。）若しくは法第 7 条第 1 項に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部（以下「情緒障害児短期治療施設通所部」という。）に入所し、又は法第 6 条の 2 第 2 項に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。）若しくは同条第 3 項に規定する医療型児童発達支援（以下「医療型児童発達支援」という。）を利用している場合」に、「又は認定こども園に入所している」を「、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している」に改め、同項を同表備考第 4 項とし、同表備考第 2 項中「が開始された日の属する月の初日」を「の実施がとられた年度の初日の前日」に改め、同項を同表備考第 3 項とし、同表備考第 1 項中「が開始された日の属

する月の初日」を「の実施がとられた年度の初日の前日」に改め、同項を同表備考第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 1 この表のC<sub>2</sub>階層及びC<sub>3</sub>階層における地方税法（昭和25年法律第26号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。また、この表のD<sub>1</sub>階層からD<sub>15</sub>階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次に掲げる規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第78条第1項（同条第2項各号（第2号及び第3号にあっては、地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで

(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市立保育所条例の規定は、平成 24 年度分の保育料から適用し、平成 23 年度分までの保育料については、なお従前の例による。